

西原町立中学校における部活動の方針

令和4年3月30日
西原町教育委員会

はじめに

- 中学校における部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しむ中で個性の伸長を図るとともに、自主性や協調性、責任感、連帯感などが養われ、生徒の人間形成の基盤づくりに重要な役割を果たすなど、教育的意義の高い活動である。
- しかし、社会・経済の変化等により部活動に対する期待や運営に関する考え方も多様化し、従前と同様の体制で運営を維持することが困難な状況となってきた。
平成29年12月に文科省によりまとめられた「学校における働き方改革に関する緊急対策」では、働き方改革の視点から部活動の適切な運営のための体制整備等が強く求められている。
- そのような中、本県において、令和3年1月、県立高校部活動員が自ら命を絶つという、あってはならない痛ましい事案が起こっている。その要因として「所属する高校の部活動に関連したストレス、とりわけ部活動顧問との関係を中心としたストレスが要因となった可能性が高い。」（調査報告書より）と示された。
- 子どもの指導を行う全ての指導者及び学校、地域のクラブチームやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等は、子どもの人権の尊重を旨とする指導の改善を行わなければなりません。また、指導者、児童生徒、保護者、学校・地域が一体となり、子どもの人権を尊重する「部活動改革」に取り組む必要がある。
- 沖縄県教育委員会はこれまでの「運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年12月）と「文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年4月）をひとつにまとめ改定した「部活動等の在り方に関する方針（改訂版）」を策定している。
- そこで本教育委員会は、国のガイドライン及び沖縄県「部活動等の在り方に関する方針（改訂版）」を踏まえ、すべての部活動を対象として「西原町立中学校における部活動の方針」を改定し、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築すべくその方針を示すことにした。
- なお、この方針は中学校における同好会等の活動や、小学校における学校教育の一環としてのスポーツ・文化活動も適用の対象とする。また、学校施設を活動拠点とするスポーツ・芸術文化活動（スポーツ少年団等）にも準用する
- 本教育委員会は、本方針について、定期的にフォローアップを行い、活動状況・実態を踏まえて、さらなる適正な部活動の推進に努めていく。
※外部指導者とは、中学校が委嘱した地域の指導者（通称：外部コーチ）
※スポーツ少年団等とは、西原町スポーツ少年団に所属する団体及び学校施設を利用し活動する団体（バレー、バスケ、テニス、野球、サッカー、なぎなた等）

本方針策定の趣旨等

この方針は、義務教育である中学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・芸術文化活動の実施環境を構築するという観点に立ち、運動部活動・文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で適切に実施されることを目指すとともに、教職員の働き方改革に資することを目的とする。

- 生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフ、文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとする。
- 学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築するとともに、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにすること。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校の部活動に係る活動方針の策定と公表

校長は、「西原町立中学校における部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、学校ホームページへの掲載や学校説明会、部活動結成会等において広く保護者への周知を図る

(2) 各部活動の活動計画の策定と公表

- ① 部活動顧問は、自校の方針に則り、ア～ウを作成し校長に提出する。
 - ア 年間活動計画（活動日、休養日、参加予定大会等）
 - イ 毎月の活動計画
 - ウ 活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）
- ② 年間及び毎月の活動計画策定に当たっては、生徒の状況、学校の特色、各部活動の特性等を考慮するとともに、地域や校区内小学校等の行事等にも配慮するよう努めるものとする。
- ③ 部活動顧問は、年間活動計画及び月活動計画の広報・周知を部員及び保護者へ行う。

(3) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、設置する部活動について様々な観点から総合的に検討・判断し、学校教育の一環として適正な数の部活動を設置する。
 - ア 様々な観点とは
 - (例) ○教員数及び指導経験 ○学校の施設・設備・用具等の状況
 - 部活動の特性（安全性、指導の専門性、外部指導者等）
 - 生徒数や生徒のニーズ ○学校や地域の特色
 - イ 適正な部活動数とは

部活動を複数教諭で担当することや、学校外活動・常時活動外にも顧問を配置しなければならないこと等を勘案し、教諭数（養護教諭・栄養教諭等を除く）を2.5で除した数を設置部活動数の目安として推奨する。

- ② 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③ 校長は、毎月提出される活動計画及び活動実績により、活動日や休養日、活動時間等が適切に設定・実施されているか確認し、生徒及び教師の負担が過度とならないように必要な指導・是正を行う。
- ④ 教育委員会及び校長は、部活動顧問を対象とした、指導に係る知識及び実技の質の向上を図る研修会への参加を可能な限り推奨する。また、学校の管理職を対象に、部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための情報交換を定期的に行う。
- ⑤ 町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関わりについて、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日29文科初第1437号）」及び「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日文科科学省）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害、外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

① 心身の健康管理

ア 指導者と生徒の信頼関係を基盤とし、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう肯定的な指導を行う。

イ 個々の生徒の健康・体力の状況の把握に努め、疲労状況や精神状況など個人差を踏まえた指導を行う。

② 事故防止に向けた安全管理の徹底

ア 活動場所の施設、設備、用具等の定期的な安全点検を行うとともに、活動前の安全確認を確実に実施し、事故を未然に防ぐ。

イ 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先し、落雷や大雨などの気候の変動等を含め、生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や見直し等、適切に対応する。

ウ 夏季の活動においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考にし、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意する。

エ 感染症拡大防止対策においては、本町地域の感染レベルを鑑みて適時感染防止対策を図った上で、部活動を行うこととする。

オ 万一事故が起こった場合の迅速な対処に備え、救急救命講習の実施やAEDの設置確認、医療関係者等への連絡体制を整備しておく。

(2) 体罰等の不適切な指導の禁止

町教育委員会及び校長は、体罰やハラスメントは生徒の身体や心を傷つける人権侵害行為であるとの考えのもとに、一体となって体罰等の根絶に向けた取組を進める。部活動指導においては、以下のような行為や発言は許されないものとする。

- ① 身体に対する侵害（殴る・蹴る等）
- ② 肉体的苦痛を与えるようなもの
 - ・長時間にわたる姿勢の保持や反復行為
 - ・限度を超えた肉体的・精神的な負荷
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度（威圧・威嚇的な発言や行為）
 - ・「～はこの動き（プレー）はできなければ辞めれば？」
 - ・「～は体重を落とさなければ試合に使えない！！」
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為
- ⑤ 身体や容姿、人格等に対する侮辱や否定的な発言等
- ⑥ 指導方法・経験則を頑なに固辞し、柔軟性・協調性に欠ける発言や行為
- ⑦ 指導者と部員等（児童生徒）の個人間のSNS使用

(3) 指導者と部員等との連絡体制の在り方と留意点

- ① 原則として、指導者から部員への連絡事項は、学校教育活動時間内（または部活動時間内）に、直接、口頭又はプリント等を用いて行い、必要に応じて保護者等へも周知すること。また、可能な限り、学校電話を使用すること。
- ② ただし、部活動時間の変更や練習試合、大会の中止・延期等の「緊急連絡」等の場合には、保護者会役員や保護者会を通じた複数へのSNS配信による連絡体制を構築して対処すること。
- ③ 事故発生等の緊急連絡体制についても、指導者は管理職の連絡先はもとより、保護者承諾の下、保護者の連絡先一覧を整えておくこと。

(4) 指導及び研修の充実

- ① 部活動顧問は、各競技団体や各分野の関係団体等が作成した合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引きを活用し、適切な指導を実施すること。
- ② 部活動顧問は、部活動指導者研修会等の機会を活用し、部活動の指導や運営に関する知見を深め、指導者としての資質向上に努めること。
- ③ 学校は、学校が委嘱する外部コーチ等に「年1回以上」の研修を実施すること。

3 適切な休養日等の設定

各部活動の運営については、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保及び教職員の勤務負担軽減の観点から、次に掲げる事項を休養日・活動時間等の基準とする。

(1) 休養日の設定

- ① 平日（授業日）
 - ア 少なくとも1日を休養日とする。→ 小学生は2日を推奨
 - イ 休養日の早朝練習は認めない。
- ② 週末（土曜日、日曜日、祝日等）
 - ア 少なくとも1日以上を休養日とする。
 - イ 週末に大会参加等で2日以上活動した場合は、大会終了後の平日又は休日を

休養日として振り替える。

ウ 毎月第3日曜日「家庭の日」は休養日とする。

③ 長期休業中

上記①・②に準ずる。

④ 学校閉庁日（8月第2週の3日間）及び年末年始休（12月29日～1月3日）は、休養日とする。

⑤ 一定程度長期の休養期間を確保するため、活動を実施しないオフシーズンを計画的に設定することが望ましい。（1週間程度を推奨）

(2) 定期考査への対応

① 各校で設定する定期考査開始日前から終了までの一定期間は休養日とする。

② 各部活動の特性等にかかわらず、原則として学校で統一した対応を行う。

(3) 活動時間

部活動については、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう、次に掲げる事項を活動時間の基準とする。

① 平日（授業日）

ア 長くとも2時間程度とする。

イ 授業が半日の場合は、長くとも3時間程度とする。

② 休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業日等）長くとも3時間程度とする。

ア 休業日の活動時間には、準備や片づけの時間は含めないものとする。

イ 練習試合など通常と異なる活動を行う場合は、休業日に規定する活動時間の限りではない。ただし、生徒の健康に十分に配慮し、長時間の活動とならないよう計画的に実施するものとする。

(4) 早朝練習について

① 早朝練習は原則として行わない。

② 但し、大会等参加のため早朝練習を行う場合は、保護者の参加同意書及び学校長の許可を得て行うものとする。

ア 活動時間は7:00～7:50の間の30分程度とする。

イ 活動時間帯は部顧問・担当教諭がつくこととする。

ウ 活動期間については、学校生活に負担過重にならない程度とする。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

校長は、競技力等の向上以外にも、友達と楽しめたり適度な頻度で行えたりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について、学校の実情（部活動数や指導可能な教師数等）に応じて検討する。

例1：季節ごとに異なる競技を行う活動

例2：レクリエーション志向で行う活動

例3：体力づくりを目的とした活動等

(2) 地域・保護者との連携

① 町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・芸術文化活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ少年団との連携、保護者の理解

と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・芸術文化活動の環境整備を進める。

- ② 学校の管理下にはない社会教育に位置づけられる活動については、「西原町立中学校における部活動の方針」への理解と協力を求めるとともに、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化活動に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。
- ③ 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・芸術文化活動の環境の充実を支援するパートナーという考えの下、これらの取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

(3) 体制の構築

- ① 校務分掌への部活動担当（世話係りの）の位置付け
- ② 部活動顧問会の設置（チェックシートでの振り返り、研修の充実）
- ③ 保護者会に設置（部活動運営状況の報告、緊急連絡体制の構築等）
- ④ P T Aとの連携（第三者的な立場から、各部活動の見守りの実施）

5 合同部活動の推奨及び学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 校長は、部員の減少・部活動の運営状況等に応じて、保護者了解の下、学校長間での確認を前提に合同練習等を許可することができる。
- (2) 学校は、部活動の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会・コンクール等を精選する。
- (3) 町教育委員会は、様々な大会・コンクール等への参加が、生徒や部活動顧問・外部コーチ等の過度な負担とならないよう、必要に応じて学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、必要に応じて大会等の統廃合等を主催者団体等へ要請する。

6 大会等における学校施設の利用について

長期休業期間・土日祝日等に開催される様々な大会・コンクール等において、各種団体から学校施設利用の申請についての許可は、原則、校長の判断とする。

但し以下のケースにおいては、施設利用を認めない判断も可能とする。

- (1) 大会規模が学校施設の許容範囲を超え、その他部活の活動や地域住民に迷惑がかかるかと判断される場合。（収容人数・駐車場の確保・騒音による被害等）
- (2) 感染症等により感染拡大が懸念される「緊急事態宣言期間中」または本町、近隣市町村に「まん延防止等重点措置区域に指定」された場合。
- (3) 本町生涯学習課が主管する小中学校の夜間開放事業（体育館・運動場）が停止された期間においては、日中の大会使用も同様とする。

制 定 令和2年1月20日
一部改訂 令和3年5月24日
一部改訂 令和4年3月30日